



※ 本書面の情報は令和7年4月1日時点のもので、その後の法改正等により制度等が変わっている可能性があります。
このニュースは大規模な自然災害を前提としており、災害の種類・規模により使えない制度もありますのでご注意ください。

1 ご家族を亡くされた方への支援

● 災害弔慰金(災害弔慰金の支給等に関する法律)

大規模な災害により主として生計を維持していた方が亡くなった場合最大500万円、その他の場合最大250万円をご遺族に支給する制度です。
支給の順位は、①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母です。もっとも、①～⑤の方がおらず、かつ亡くなった方と死亡時に同居あるいは生計を同じくしていた兄弟姉妹がいれば、その兄弟姉妹が対象となります。
災害弔慰金の具体的な金額は市が決定します。窓口は、**沼津市役所社会福祉部福祉企画課(055-934-4824)**です。

● 災害援護資金貸付(災害弔慰金法)

大規模な自然災害で、負傷又は住居・家財に被害を受けた方のうち、所得金額が一定の範囲内の方は、災害援護資金の貸付けが受けられます(最大350万円)。

● 労災保険

震災が起きた際に工作中だった、あるいは通勤中だった方で、被害に遭われた方は、労災保険制度により給付が得られる場合があります。
沼津労働基準監督署(055-933-5830)が窓口になります。

● 亡くなった方が、住宅ローンの支払途中だった

ほとんどの金融機関で、住宅ローンを組むときに、「団体信用生命保険」という保険への加入が一般化されています。住宅ローンの支払の途中で亡くなった場合には、この団体信用生命保険により、住宅ローンがなくなることがあります。**住宅ローンの契約先に確認してみてください。**

2 その他の色々な支援制度

● 災害障害見舞金(災害弔慰金の支給等に関する法律)

大規模な災害により重い障害を受けた場合、生計を維持していた方には最大250万円、それ以外の方には最大125万円を支給する制度です。
重い障害とは、両眼が失明した、神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要する、胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する、両腕をひじ関節以上で失った、両腕の用を全廃した、両脚をひざ関節以上で失った、両脚の用を全廃した、等の場合を言います。
窓口は**沼津市役所社会福祉部福祉企画課(055-934-4824)**です。

● 義援金

被害の内容、程度、自治体により時期、金額は異なります。

● 自治体の宅地復旧補助金

被災したのり面、擁壁、地盤復旧に自治体独自の補助制度が設けられる例もあります(熊本市では熊本地震のときに工事費の約3分2を補助)。

● 災害救助法に基づく給付

避難所や応急仮設住宅の供与、食事の提供のほか、被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与、被災した住宅の応急修理、学用品の給与、埋葬というような支援が定められています。例えば、学用品の給与は、災害で学用品を失った児童・生徒に対して、教科書、教材、文房具、通学用品を支給します。
窓口は、**県、沼津市役所社会福祉部福祉企画課(055-934-4824)**です。

● 公費解体と修理について

自然災害で全壊した家屋等の解体・撤去は公費により行われる場合があります。また特定非常災害(東日本大震災、熊本地震、西日本豪雨等)の場合、公費解体の対象が半壊以上に拡大されることがあります。ただし、修理で再建可能な家屋の解体判断は慎重に。修理のために、被災度区分判定(日本建築防災協会・有料)の利用も検討してください。
修理については、災害救助法による応急修理補助(最大70万6000円/令和6年3月1日時点)もありますが、制度利用により仮設住宅の入居や公費解体の利用の可否に影響する場合がありますのでご注意ください。

● 被災者生活再建支援制度

大規模な自然災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯(賃借人も対象です)に対して、被災者生活再建支援法に基づき、支援金を支給する制度です。二つの支援金が支給されます(震災当時、世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が4分の3になります)。

① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全壊	大規模半壊	半壊又は敷地被害でやむを得ず解体	中規模半壊	長期避難
支給額	100万円	50万円	100万円	なし	100万円

② 住宅の再建方法に応じて①に加算して支給する支援金(加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃貸
支給額	200万円	100万円	50万円

※ 賃貸は、公営住宅を借りた場合は除く

※ 中規模半壊の世帯には、加算支援金のみ、表記載の金額の各2分の1の支給

例えば、住宅を全壊で失った方には、基礎支援金として100万円が支給され、その方が、新たに家を建てる場合には、加算支援金として200万円が支給されることになります。一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設する場合の加算支援金は、まず賃借により50万円が支給され、その後、建設により、合計して200万円になるまで支給されます。

窓口は**沼津市役所社会福祉部福祉企画課(055-934-4824)**です。

3 災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金の差押禁止について

義援金、災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金として支給された金銭は、差押禁止財産とされています。

例えば破産手続においては、これらの金銭を債権者への支払に充てることをせずに、手元に残すことができるようになります。

なお、そのためには、手元の金銭が、災害弔慰金、災害障害見舞金、被災者生活再建支援金であることが分かなければなりません。

そこで、可能であれば、借金等をしていない金融機関に、日常使用している口座とは別の口座を作り、これらの金銭だけで管理をしておくようにしてください。
差押禁止の意味等についてお聞きになりたい方は、遠慮なく、弁護士相談をご利用ください。

4 労働関係に関する支援

● 雇用調整助成金制度(事業者の方への支援)

休業等を実施することにより、労働者の雇用の維持を図った事業主に休業手当等の一部を助成する制度です。

景気の変動、産業構造の変化などに伴う経済上の理由により事業活動が縮小した場合は、雇用調整助成金が利用できる可能性があります。

助成金を受給するには、事前に休業等実施計画届けを提出する等の支給要件を満たす必要があります。

お近くの**公共職業安定所(ハローワーク)**にご相談ください。

ハローワーク沼津 055-931-0145(代表)

● 雇用保険の失業等給付制度による支援(お勤めの方への支援)

労働者の方が失業して、給料を得ることができなくなった場合等に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために、求職者給付、就職促進給付、教育訓練給付、雇用継続給付を一定の要件を満たした方に支給する制度です。
お近くの**公共職業安定所(ハローワーク)**が窓口です。

なお、東日本大震災では、①事業所が災害を受けたことで休止・廃止したため、休業を余儀なくされ、賃金を受けることができない状態にある方は、実際に離職していなくても、失業手当を受給することができたり、②同様に、事業所が災害を受けたことで休止・廃止したため、一時的に離職を余儀なくされた方については、事業再開後に再雇用されることが予定されていても、失業等給付を受給することができるなどの特例措置が取られています。

5 ご家族が行方不明の場合

● 死亡認定制度

津波等の災害が去った際、状況から、亡くなっている可能性が極めて高い場合に、官公署の認定により、死亡を推定する制度です。警察等が死亡の報告をすることで、戸籍上、死亡したものとするができます。

● 失踪宣告制度

津波等の危難が去った後、1年間生死不明である場合に、裁判所の決定により、死亡したものとみなす制度です。これにより、死亡に基づく支給が発生し、相続が開始します。仮に、実際には生きていたという場合には、失踪宣告を取り消す手続をとる必要があります。